

▼エリア魅力向上の取り組み(Village Mart 吹田の様子)



topics

▼ゆめちか卒業生の新店舗が市内にオープン

◎吹田のいいところ見てきました！
エリア魅力向上の取り組みについて

◎連載コラム『経営のはなし』
「近年の商店街を取り巻く環境」

◎新店舗がオープン！
チャレンジショップゆめちかについて

etc





吹田のいいところ見てきました！

JR吹田以南のエリア魅力向上の取り組みについて

JR吹田駅周辺は、複数の商店街が集まり多くの店舗が並ぶ、吹田市内で賑わいのある商業集積地帯のひとつです。しかし、空き店舗の増加や店主の高齢化、業種の多様性が無くなりつつあるなど商店街の抱える課題は少なくありません。地域の顔ともいえる商店街の元気がなくなると、まちとしての魅力も失われてしまいます。そんな中で、JR吹田駅前にお店を構える人たちが中心となって、商店街という括りに縛られずにエリア全体の魅力を高めていこうとする新たな動きがあります。今回は、その取り組みについて紹介したいと思います。

エリア魅力向上事業について

平成30年度、大阪府の「商店街等エリア魅力向上モデル事業」に吹田市が採択され、JR吹田駅の南側に位置する「旭通商店街」と「新旭町通り商店街」を含む地域を実施エリアとして、まちづくり専門の委託事業者が派遣され、活性化の取り組みが行われることとなりました。

商店街でお店を構える方を中心として、地域を盛り上げたいという熱い思いを持つメンバーが集まり、エリア活性化戦略の合意形成のために会議を重ねました。会議では、まちのコンテンツを洗い出すことで地域の魅力を見つめ直し、それらをどのように発信していくか、ターゲットをどう設定するかなどが話し合われました。



▲会議の様子

約200のまちの要素からまとめられた キーワード

- ① 昔を感じさせる老舗
- ② 地元愛あふれる新規店
- ③ シュッとした吹田
- ④ 1000年の深みを持つ歴史
- ⑤ 大企業立地とブルーワーカー文化
- ⑥ 吹田を代表するこだわりの店舗

〇〇〇じゃない、『吹田』

吹田といえば、万博公園や千里ニュータウンなどから、比較的新しく洗練された都市というイメージを持つ方が多いかもしれません。しかし、そういった世間一般のイメージとは異なる、昔ながらの良さがJR吹田以南の地域には残っています。1000年以上の歴史を持つ神社仏閣や、商店街にある老舗やこだわりのお店など、この場所にしかない旧き良き吹田の魅力が詰まっています。

そのような地域本来の魅力を発掘・発信することで、まちのファンを増やしていこうという思いをこめて、エリア魅力向上のために活動するメンバーで立ち上げられた団体名は、『じゃない吹田』に決まりました。



まちのファンづくり

3月23日(土)24日(日)の2日間、大阪府からの委託事業者の主催で、新旭町通り商店街にてマーケットが開催され、個性あふれる魅力的なお店が集まりました。

このイベントでは、新旭町通り商店街にある空き店舗も出店スペースとして活用されており、出店者と空き店舗のマッチ



▲Village Mart 吹田の様子(仮)

ングも目的のひとつとして行われています。今後は、「じゃない吹田」がマーケットを引き継ぎ、地域で恒例のイベントとなるよう継続して開催していく予定です。



また、4月20日(土)には、「まち歩きツアー」が実施されます。JR吹田駅周辺地域にしかないスポットやお店を巡り、食と体験を楽しむことのできる、このまちならではのツアーです。

いずれも、地域本来の魅力を知ってもらいファンを増やすことで、エリアの価値向上を目指すための企画で、今後も定期的開催していく予定です。「じゃない吹田」の詳しい活動等は、ホームページ(準備中)を通じて発信していく予定です。



▲まち歩きツアーの試行

じゃない吹田 代表

生田 謙一郎さんにお聞きしました

Q:去年から始まったエリア魅力向上の取り組みを進めるにあたって、中心的存在として会議等に出席されていますが、この取り組みについてどのように感じていますか？

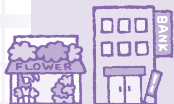
A:今まで多くは、商店街ごとに行って来たことが、点や線でなく大きな面として捉えて活動できることが大変有意義だと思います。

それから、もう一つ大きなポイントは、商店主でなくても参加できることです。興味のある方は、ボランティアやスタッフからでも、また、会員になってバリバリまちづくりも可能なので、一度事業に参加し、どしどし応援してください！

Q:これからの課題は何ですか？

A:どのように、分かりやすく発信していけるかという事です。じゃない吹田の考える、将来のまちづくりに必要なターゲットに向けてどう伝えていくか、参加してもらえるかが、重要なファクターになると思っています。今後もじゃない吹田では、『Village Mart』(マーケット)を始めとして様々な事業を企画しています。是非吹田ラブの方々は、集まって来て下さいね。





近年の商店街を取り巻く環境



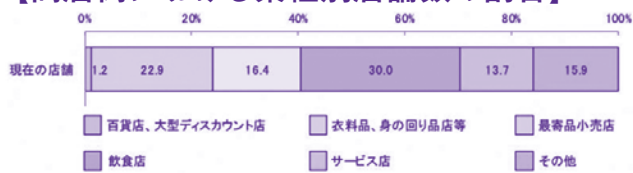
近年の商店街を取り巻く環境は、少子高齢化、ネット販売等による消費者購買行動の多様化などを受けて、厳しい状況が続いております。中小企業庁では、商店街の実態を把握するために3年に1度、全国の商店街に対してアンケート調査を実施しております。

今回は、直近の商店街の実態を表す「平成27年度商店街実態調査」より、商店街の取り巻く環境を踏まえた取り組みについて、取り上げてみたいと思います。

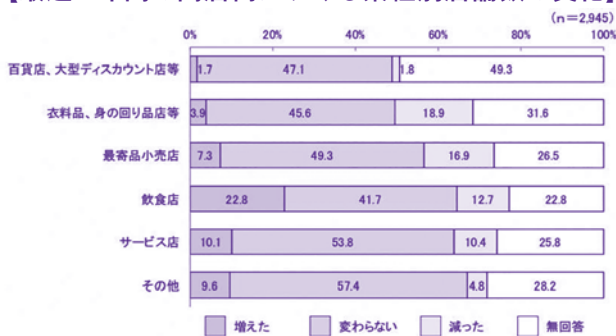
1. 商店街の業種別店舗数の割合(業種構成)について

商店街の業種別店舗数の割合は、「飲食店(30.0%)」、「衣料品・身の回り品店等(22.9%)」、「最寄品小売店(16.4%)」の順に多くなっております。特に、最近3年間の業種別店舗数の変化をみると、「増えた」と回答した店舗では、「飲食店(22.8%)」、「サービス店(10.1%)」、「最寄品小売店(7.3%)」の順に多くなっており、一方、「減った」と回答した店舗は、「衣料品・身の回り品店等(18.9%)」、「最寄品小売店(16.9%)」、「飲食店(12.7%)」の順に多くなっております。また、業種別店舗で「増えた」から「減った」を差し引きすると、「飲食店」のみが10.1ポイント増加しております。

【商店街における業種別店舗数の割合】



【最近3年間の商店街における業種別店舗数の変化】



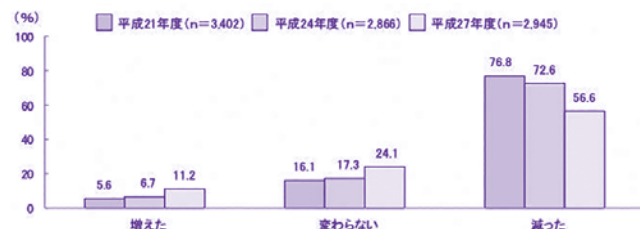
出所：中小企業庁(2016)「平成27年度商店街実態調査報告書 概要版」
p.4より抜粋

2. 最近の商店街への来街者の動向

最近3年間の商店街への来街者数の変化については、「減った」と回答した商店街は56.6%となっており、前回調査(「減った」72.6%)と比べると16.0ポイント減少しております。一方、「増えた」と回答した商店街は11.2%となっており、前回調査(「増えた」6.7%)と比べると4.5ポイント増加しております。

来街者が「増えた」要因の上位5つについて前回調査と比べると、「集客イベント等の実施」が11.3ポイント、「商店街の情報の発信(PR)」が7.6ポイント増加しております。一方、「減った」要因について同様に前回調査と比べると、「近郊の大型店の進出」が3.8ポイント減少した一方、前回調査の最大要因であった「魅力ある店舗の減少」は4.0ポイント増加となっております。

【最近3年間の商店街への来街者数の変化】



【最近3年間の商店街への来街者数の増加要因[上位5つ]】



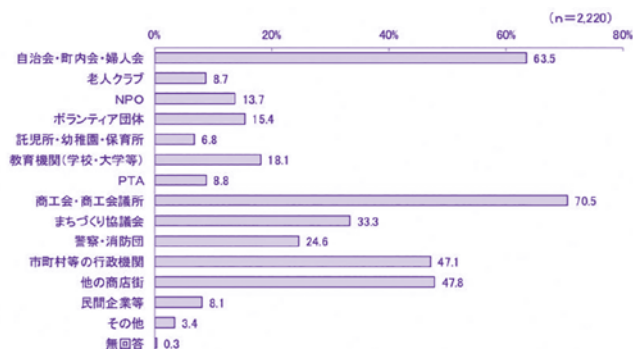
出所：中小企業庁(2016)「平成27年度商店街実態調査報告書 概要版」
p.11より抜粋

3. 商店街の地域(各種団体等)との連携状況

商店街の後継者不足、新たな担い手の不足などを補完し、地域住民のニーズに対応した取組や地域の伝統文化の継承、安心・安全などの取組を行うためには、地域の各団体等の連携の促進がますます重要な課題となっております。

商店街の地域の各種団体との地域連携の状況についてみると、全体の75.4%の商店街が地域連携を行っているという回答しており、具体的な連携先は、「商工会・商工会議所(70.5%)」と「自治会・町内会・婦人会(63.5%)」、「他の商店街(47.8%)」の順に多くなっております。

【商店街と連携している地域の各種団体 (複数回答:いくつでも)】



出所: 中小企業庁(2016)「平成27年度商店街実態調査報告書 概要版」
p.17より抜粋

4. 繁栄していると回答した商店街が実施しているソフト/ハード事業

繁栄している商店街が取組中のソフト事業は、「祭り・イベント(87.8%)」、「防災・防犯(75.6%)」、「環境美化、エコ活動(70.5%)」が上位を占めています。特に、繁栄している商店街と衰退している商店街との取組の格差をみると、「携帯電話等(ツイッター等 SNSを含む)を活用した情報通信(29.6ポイント)」、「環境美化、エコ活動(27.4ポイント)」、「勉強会・学習会(27.3ポイン

ト)」が上位を占めております。

また、ハード事業は、「防犯設備(カメラ等)の設置(76.9%)」、「街路灯の設置(LED化を含む)(76.3%)」、「カラー舗装など歩行空間の整備(61.5%)」が上位を占めており、ソフト事業と同様にハード事業の取組の格差をみると、「商店街内でのwi-fi設備(35.5ポイント)」、「防犯設備(カメラ等)の設置(33.2ポイント)」、「カラー舗装など歩行空間の整備(30.4ポイント)」が上位を占めております。

今回は、「平成27年度商店街実態調査」より、近年の商店街の取り巻く環境を踏まえた取り組みを取り上げてさせて頂きました。現在、商店街は繁栄している商店街と衰退している商店街に大きく二極化しつつあると言われております。

この報告書からも、商店街活性化を継続的に実現させるには、地域の各団体等の連携を促進しつつ、繁栄している商店街の取り組みが求められていることが示唆されます。今一度、現在の商店街での取り組みについて、再確認してみてもはいかがでしょうか。



参考文献・資料

中小企業庁(2016)「平成27年度商店街実態調査報告書 概要版」

■ 筆者プロフィール ■



吹田市商業相談員 辻 紳一 氏 (中小企業診断士)

1969年生まれ。約20年にわたり情報システムの企画・開発に携わり、2010年に中小企業診断士登録の後、独立。専門分野は小売業、サービス業、商店街活性化支援。近畿圏を中心とした各地域で商業活性化の登録専門家として活躍中。

<コメント>

「“問題の解決方法は、クライアントが持っている”ことを常に意識し、“一期一会”の気持ちをもって、“お客様との対話”を心がける。そのような、お客様重視の姿勢で支援いたします。」

◇◇◇ 辻先生の商業相談 ◇◇◇

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽にご利用ください。

商業相談日

・店内相談(市役所市民総務室 中層棟1階 6番窓口)
…毎月第3木曜日 午後1時～午後5時

・庁外相談(巡回相談)
…毎月第2・4木曜日 午後1時～午後5時

相談は予約制で、相談時間は30分～1時間程度です。相談を希望される方は地域経済振興室までご連絡ください。

吹田市役所地下のチャレンジショップに新店舗がオープンしました！



吹田市では、飲食店の開業を目指す個人に、1年間、市役所本庁舎内地下喫茶室跡を格安で貸し出し、起業家育成を行う「市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業」を平成26年度より実施しています。

今回、5期生となる出店者の募集を12月3日から1月18日まで行い、決定した店舗『カレーと珈琲のお店 まると』が、3月28日にオープンしました。メニューは定番の「まるとカレー」や「つくねカレー」(650円～)、コーヒーなどのドリンクがごございます。ランチタイム以外の時間も、ゆっくりくつろげるお店です。

出店者の 河野 遼馬さん

チャレンジショップゆめちかへの出店は、自分のお店を持つという夢のために一歩踏み出すチャンスだと思い決意しました。

約1年間という短い期間ですが、お客さん皆さまに『もっと続けてほしい』と思って頂けるような人気店になれるよう頑張ります。是非お越しください！



カレーと珈琲のお店 まると 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 吹田市役所地下1階

出店期間／2020年2月中旬まで(予定) 定休日／土日・祝 席数／約30席

営業時間／10:00～15:00(変更になる場合があります) TEL／070-1807-5362



ゆめちか4期生の新店舗が吹田市内にオープンしました！

チャレンジショップゆめちかの4期生出店者として、平成29年12月3日から平成30年12月14日まで営業していた「おうちごはん しまや」が、吹田市豊津町にて新店舗をオープンしました。



元出店者の 島田 靖子さん

チャレンジショップ出店者4期生として昨年12月まで市役所の地下でお店をさせていただき、この度、江坂に新店舗をオープンいたしました！

チャレンジショップでは、豊富な具材をつかった定食とお弁当を中心に提供していましたが、新しいお店は、その時とは一味違った店づくりになっています。

真心をこめてつくった手料理とお酒を楽しむ、落ち着いた雰囲気のお店です。ご家族・ご友人とお食事や、1人でゆっくり飲みたいという方も大歓迎です。あたたかい料理と美味しいお酒を用意して、皆さまのお越しをお待ちしております。

江坂蔵人 しまや

〒564-0051 吹田市豊津町18-21

営業時間／18:00～24:00(23:30 L.O.) 定休日／日・祝 席数／9席(カウンター)

TEL:090-8366-0413 LINE:@vna7828d ←お店の情報を発信しています！

平成 31 年度（2019 年度）吹田市商工業振興施策について

展示会等出展事業補助金

販路開拓を目的に、展示会、見本市等に出展した市内中小企業者に対し、出展に要した費用の一部を補助します。※対象となる展示会会場、開催時期に条件がございます。

【補助対象経費】 出展費、装飾工事費・電気工事費等、リース代

【補助率等】 補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 20 万円

知的財産権取得事業補助金

特許権又は実用新案権の取得を行った市内中小企業者に対し、取得に要した費用の一部を補助します。

【補助対象経費】

- ① 特許権（出願料、電子化手数料、審査請求料、特許料、出願に係る弁理士費用）
- ② 実用新案権（出願料、電子化手数料、審査請求料、出願に係る弁理士費用）

【補助率等】

- ① 特許権 補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 20 万円
- ② 実用新案権 補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 10 万円

中小企業ホームページ作成事業補助金

販路開拓や自社 PR 等を目的として、市内業者に委託することにより、新規にホームページの開設を行う市内中小企業者に対し、委託費用の一部を補助します。

【補助対象経費】 ホームページの作成委託費

【補助率等】 補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 5 万円

エコアクション 21 認証取得事業補助金

エコアクション 21（※）の認証を取得した市内中小企業者に対し、認証取得に要した費用の一部を補助します。※環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度

【補助対象経費】 登録審査費用、認証・登録費用

【補助率等】 補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 10 万円

中小企業大学校受講補助金

市内中小企業者又はその従業員が経営に必要な知識を学ぶため、中小企業大学校（※）の研修を受講した場合に、受講料の一部を補助します。

※経済産業省が所管する独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が全国に設置する、中小企業の経営者・管理者等に対する高度で専門的な研修を実施する機関（関西校は兵庫県福崎町に所在）

【補助対象経費】 研修受講料

【補助率等】 1 事業所につき補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 5 万円

《問合せ先》吹田市役所 都市魅力部 地域経済振興室 TEL：06-6384-1356 FAX：06-6384-1292



この春、「働き方」が変わります！

～2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます～



【1】時間外労働の上限規制 施行：2019年4月1日～（中小企業は2020年4月1日～）

- ・法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります

※ただし、一部適用を猶予・除外する事業・業務があります

◎残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければ、これを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

◎臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、

- ・年720時間以内
- ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
- ・月100時間未満（休日労働を含む）

を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）



【2】年次有給休暇の確実な取得 施行：2019年4月1日～

◎全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となります。

◎年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

（例）・労働者が自ら5日取得 ⇒使用者の時季指定は不要

・労働者が自ら3日取得+計画的付与（労使協定で取得時季を定めたもの）2日 ⇒使用者の時季指定は不要

・労働者が自ら3日取得 ⇒使用者は2日を時季指定

・計画的付与で2日取得 ⇒使用者は3日を時季指定

※2020年以降の施行予定

- ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者等の間の不合理な待遇差の禁止
- ・中小企業における時間外労働の割増賃金引上げ など

詳細情報については、厚生労働省ホームページ

「『働き方改革』の実現に向けて」より御確認下さい。

「『働き方改革』の実現に向けて」で検索！

厚生労働省ホームページに掲載されている、中小企業向け「働き方改革支援ハンドブック」をぜひ御活用ください。

働き方改革関連法についての詳しい説明や、中小企業の支援窓口・様々な種類の補助金や助成金の紹介などが掲載されています。

《困ったときは…》 すべて無料で活用することができます！

① 働き方・休み方改善ポータルサイト ⇒ 「働き方 休み方」で検索！

Web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題に合わせた改善策を知ることができます。

② 働き方改革推進支援センター ⇒ 「働き方改革 推進支援センター」で検索！

働き方改革関連法に関する相談・助成金の活用・賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、電話・メール・来所等により、社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じます。

③ 吹田市 労働相談 ⇒ 「吹田市 労働相談」で検索！

労働問題全般について、吹田市役所への来庁（要予約）により、専門の相談員が無料で相談に応じます。

【この記事についてのお問合せ先】吹田市 地域経済振興室（労働担当）TEL：06-6384-1365